

情報・システム研究機構組織運営規則

平成16年4月1日
制 定

最近改正 平成29年10月25日

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 役職員（第5条—第18条）
- 第3章 運営組織（第19条—第24条）
- 第4章 本部組織（第25条—第28条）
- 第5章 機関の組織
 - 第1節 国立極地研究所組織（第29条—第35条）
 - 第2節 国立情報学研究所組織（第36条—第42条）
 - 第3節 統計数理研究所組織（第43条—第49条の2）
 - 第4節 国立遺伝学研究所組織（第50条—第56条の2）
 - 第5節 国立極地研究所及び統計数理研究所の事務組織（第57条）
- 第6章 その他の組織（第58条）
- 第7章 雑則（第59条）

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第5条第1項に定める大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

（機構の組織）

- 第2条 機構に、本部を置く。

- 2 機構に、法人法第29条第1項第1号の規定に基づき、大学共同利用機関（以下「機関」という。）を置き、機関の名称は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国立極地研究所
- 二 国立情報学研究所
- 三 統計数理研究所
- 四 国立遺伝学研究所

- 3 前2項に定めるもののほか、機構にデータサイエンス共同利用基盤施設を置く。

- 4 第2項第1号及び第3号に規定する機関のもとに、極地研・統数研統合事務部を置く。

（本部の所在地）

- 第3条 本部は、東京都港区に主たる事務所を置く。

(機関の目的等)

第4条 機関の目的は、次表のとおりとし、同表に掲げる地に主たる事務所を置く。

機関の名称	目的	主たる事務所の所在地
国立極地研究所	極地に関する科学の総合研究及び極地観測	東京都立川市
国立情報学研究所	情報学に関する総合研究並びに学術情報の流通のための先端的な基盤の開発、整備及び運用	東京都千代田区
統計数理研究所	統計数理に関する総合研究	東京都立川市
国立遺伝学研究所	遺伝学に関する総合研究	静岡県三島市

第2章 役職員

(役員)

第5条 機構に、次の役員を置く。

- 一 機構長 1人
- 二 理事 4人以内
- 三 監事 2人

(機構長の職務及び権限等)

第6条 機構長は、機構を代表し、その業務を総理するとともに、機構の所属職員を統括する。

2 機構長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ機構長が指名した理事が、代理又は代行して、その職務を行う。

(機構長の選考等)

第7条 機構に、機構長の選考、任期その他必要な事項を審議するため、機構長選考会議を置く。

2 機構長選考会議の組織及び運営に関する事項は、機構長選考会議規則で定める。

(理事の職務等)

第8条 理事は、機構長の定めるところにより、機構長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内で機構長が定めた任期とする。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する機構長の任期の末日以前でなければならない。

(監事の職務及び権限)

第9条 監事は、機構の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、機構長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(代表権の制限)

第10条 機構と機構長又はその他の代表権を有する役員が利益が相反する事項については、機構長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第11条 機構長は、機構の役員又は職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の新職禁止)

第12条 機構の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認がある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(職員の新命)

第13条 機構の職員は、機構長が任命する。

2 前項のうち、一部職員の新命に関し機構長の委任がある場合には、委任を受けた者が任命することができる。

3 職員の新命、身分その他の労働条件等に関する事項は、就業規則で定める。

(機関の長)

第14条 機関に所長を置く。

2 所長は、所属する機関の所務を掌理する。

3 所長の選考については、別に定める。

(機構職員の種類)

第15条 機構に、次の職員を置く。

一 教授

二 准教授

三 助教

四 助手

五 事務職員

六 技術職員

七 リサーチ・アドミニストレーター（以下「URA」という。）

2 機構に、前項に掲げるもののほか、講師を置くことができる。

3 教授、准教授、講師及び助教は、研究、教育及びそれらを通じた社会貢献を行う。また、大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力するための学生の研究指導等（以下「研究指導」という。）を行うことができる。

3の2 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

4 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。

5 技術職員は、技術に関する職務に従事する。

6 第1項第七号で定めるURAは、研究力強化に関する職務に従事する。URAに関し必要な事項は別に定める。

7 機構に、学術研究の推進を図るため、第1項及び第2項に定める職員以外の職員を置くことができる。

8 機構に、必要に応じ、第1項、第2項及び第7項に定める職員以外の職員を置くことができる。

9 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第16条 機構長は、第15条第1項及び第2項に規定する職員以外の職員その他の者で当該機関の研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対しては、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）を称せしめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第17条 機構は、機関の長、教授又は准教授として勤務した者であって、当該機関の目的達成上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(特任教授等及びその他称号)

第18条 機構長は、第15条第1項（第7号に掲げる職員を除く。）及び第2項に規定する職員以外の職員で高度な知識と経験を有し、当該機関におけるプロジェクト研究等による教育又は研究等に従事する者のうち、適当と認める者に対して特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手（以下「特任教授等」という。）の称号を称せしめることができる。

2 機構長は、第16条で規定する客員教授等及び前項で規定する特任教授等の称号とは別に、本部又は機関で定めるところにより、その他の称号を称せしめることができる。

3 前2項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 運営組織

(役員会)

第19条 機構に、法人法第25条第2項の規定に基づき、機構の運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 機構長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、あらかじめ役員会の議を経なければならない。

一 中期目標についての意見及び年度計画に関する事項

二 法人法に定める文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

四 機構の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

五 その他役員会が定める重要事項

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第20条 機構に、法人法第27条第1項の規定に基づき、機構の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項のうち、機構の経営に関するもの
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、機構の経営に関するもの
- 三 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他機構の経営に関する重要事項

3 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第21条 機構に、法人法第28条第1項に基づき、機構の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見に関する事項（前条第2項第1号に掲げる事項を除く。）
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項（前条第2項第2号に掲げる事項を除く。）
- 三 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 教員の人事に関する事項
- 五 共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同研究の実施に関する方針に係る事項
- 六 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
- 七 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 八 その他機構の教育研究に関する重要事項

3 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所長会議)

第22条 機構に、第2条第2項に掲げる機関における研究・教育等の機関業務の執行について、機関間の調整を行うため、研究所長会議を置く。

2 研究所長会議は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会への意見の具申等を行う。

3 研究所長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(機構本部の各種委員会)

第23条 機構長は、機構の運営に関し専門的事項の審議を行うための各種委員会を、機構本部に置くことができる。

2 各種委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(機関等の運営組織)

第24条 機関並びにデータサイエンス共同利用基盤施設(以下「機関等」という。)に運営会議を置く。

2 運営会議は、機関等の運営に関する重要事項で当該機関の長が必要と認めるものについて、当該機関の長の諮問に応じ審議を行う。

3 前2項に定めるもののほか、機関等の長は、機関等の運営に当たっての必要な企画、専門的事項の審議、連絡調整等を行うため、教授会議、その他各種委員会等の内部運営組織を機関に置くことができる。

4 前3項に基づく運営会議、教授会議及び各種委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、各機関等の長が別に定める。

5 機関等の長は、前4項に定めるもののほか、必要に応じ外部の学識経験者で構成する諮問会議等を設置し、研究所の事業計画その他管理運営に関する重要事項について、助言を求めることができる。

第4章 本部組織

(本部組織)

第25条 本部に、事務局、監査室、戦略企画本部、研究不正防止計画推進室、男女共同参画推進室及び危機管理室を置く。

(事務局)

第26条 事務局においては、庶務、会計及び施設等に関する事務を処理する。

2 事務局に、その所掌事務を分掌させるため、総務課及び財務課を置く。

3 事務局に局長及び次長を、事務局に置かれる課にそれぞれ課長を置き、事務職員をもって充てる。

4 局長は、事務局の事務を掌理する。

5 次長は、局長の命を受け、局長を補佐し、事務局の事務を整理する。

6 課長は、それぞれ課の事務を掌理する。

(監査室)

第26条の2 監査室においては、監査に関する業務を行う。

2 監査室に室長を置き、事務職員をもって充てる。

3 室長は室の業務を掌理する。

(戦略企画本部)

第27条 戦略企画本部においては、機構長から諮問された事項に対する提案を行うとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

一 機構の機能強化、研究戦略、共同利用、研究力強化に関する企画立案

二 自己点検評価、IR、研究支援、情報環境、知的財産、国際交流、広報に関する企画及

び実施

- 2 戦略企画本部に本部長を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。
- 3 本部長は、戦略企画本部の業務を掌理する。
- 4 戦略企画本部に副本部長を3人置き、研究戦略、共同利用、研究力強化を担当させ、機構長が指名する教授、特任教授又は第15条第6項に定められたシニアURAをもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、必要に応じて、国際戦略アドバイザーを置くことができる。
- 6 戦略企画本部にURAステーション、産学連携・知的財産室及びIR推進室を置く。
- 7 URAステーションにマネージャーを置き、事務職員又は情報・システム研究機構特定有期雇用職員就業規則第3条に規定する特任専門員をもって充てる。
- 8 マネージャーは、URAステーションの事務を掌理する。
- 9 産学連携・知的財産室に室長を置き、共同利用を担当する副本部長をもって充てる。
- 10 前項の室長は、産学連携・知的財産室の業務を処理する。
- 11 IR推進室に室長を置き、研究力強化を担当する副本部長をもって充てる。
- 12 前項の室長は、IR推進室の業務を処理する。

(雑則)

第27条の2 前条に定めるもののほか、戦略企画本部に関し、必要な事項は別に定める。

(知的財産本部)

第28条 削除

(研究不正防止計画推進室)

第28条の2 研究不正防止計画推進室においては、不正防止計画の策定、機構全体の不正防止対策の企画立案及び不正防止計画の実施状況の確認等の業務を行う。

- 2 研究不正防止計画推進室に室長を置き、総務を担当する理事をもって充てる。
- 3 室長は、研究不正防止計画推進室の業務を掌理する。
- 4 研究不正防止計画推進室に室長代理を置くことができる。

(男女共同参画推進室)

第28条の3 男女共同参画推進室においては、女性研究者の研究活動支援、裾野拡大のための活動等に関する業務を行う。

- 2 男女共同参画推進室に室長を置き、男女共同参画推進を担当する理事をもって充てる。
- 3 室長は、男女共同参画推進室の業務を掌理する。

(危機管理室)

第28条の4 危機管理室においては、リスクマネジメントの実施と点検、危機発生時の対応等の業務を行う。

- 2 危機管理室に室長を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。
- 3 室長は、危機管理室の業務を掌理する。

第5章 機関の組織

第1節 国立極地研究所組織

(副所長)

第29条 国立極地研究所に3人以内の副所長を置き、教授をもって充てる。

- 2 副所長は、所長の命を受け、国立極地研究所の事業計画その他管理運営に関する重要事項について総括整理する。
- 3 所長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ所長が指名した副所長が代理又は代行として、その職務を行う。

(所長補佐)

第29条の2 国立極地研究所に所長補佐を置き教授又は准教授をもって充てる。

- 2 所長補佐は、所長の命を受け、特命事項を処理する。

(内部組織)

第30条 国立極地研究所に、研究教育系、南極観測センター及び国際北極環境研究センターを置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、国立極地研究所に研究施設、広報室、情報図書室、国際企画室、知的財産室、アーカイブ室、研究戦略企画室、男女共同参画推進室及び観測施設を置く。

(研究教育系)

第31条 研究教育系に、研究教育基盤グループを置く。

- 2 前項の研究教育系に、先進プロジェクト研究グループ及びプロジェクト研究チームを置くことができる。
- 3 所長が指名した副所長は、研究教育系における研究及び研究指導に関し、総括し調整する。

(南極観測センター)

第32条 南極観測センターにおいては、南極地域観測に係る事業計画案の作成、南極地域観測隊の編成、準備及び実施その他南極地域観測に関する業務を行う。

- 2 南極観測センターにセンター長を置き、所長が指名した副所長をもって充てる。
- 3 南極観測センターに副センター長2人を置き、教授又は准教授及び事務職員をもって充てる。
- 4 南極観測センターにマネージャー2人を置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 5 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 6 副センター長は、センター長の命を受け、センター長を補佐し、それぞれ南極観測センターの事業及び観測に関する業務を掌理する。
- 7 マネージャーは、事業担当の副センター長の命を受け、事業担当の副センター長を補佐し、それぞれ設営及び企画に関する業務を処理する。

(国際北極環境研究センター)

第32条の2 国際北極環境研究センターにおいては、北極環境研究に係る統合的な研究方針の企画・策定やその実施に関する業務を行う。

- 2 国際北極環境研究センターに、研究グループ及び研究支援グループを置く。
- 3 国際北極環境研究センターに、センター長を置き、所長が指名した教授をもって充てる。
- 4 国際北極環境研究センターに副センター長2人を置き、教授又は准教授及び事務職員をもって充てる。
- 5 国際北極環境研究センターにマネージャーを置き、事務職員又は技術職員をもって充てる。
- 6 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 7 副センター長は、センター長の命を受け、センター長を補佐し、それぞれ国際北極環境研究センターの研究及び研究支援に関する業務を掌理する。
- 8 マネージャーは、研究支援担当の副センター長の命を受け、研究支援担当のセンター長を補佐し、研究支援に関する業務を処理する。

(研究施設)

第33条 研究施設の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 極域科学資源センター
- 二 情報基盤センター
- 三 アイスコア研究センター

- 2 研究施設に長を置き、教授又は准教授をもって充てる。
- 3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

(広報室)

第34条 広報室に室長を置き、教授、准教授又は事務職員をもって充てる。

- 2 室長は、広報室の業務を掌理する。

(情報図書室)

第34条の2 情報図書室に室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 室長は、情報図書室の業務を掌理する。

(国際企画室)

第34条の3 国際企画室に室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 室長は、国際企画室の業務を掌理する。

(知的財産室)

第34条の4 知的財産室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、知的財産室の業務を掌理する。

(アーカイブ室)

第34条の5 アーカイブ室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、アーカイブ室の業務を掌理する。

(研究戦略企画室)

第34条の6 研究戦略企画室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、研究戦略企画室の業務を掌理する。

(男女共同参画推進室)

第34条の7 男女共同参画推進室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、男女共同参画推進室の業務を掌理する。

(観測施設)

第35条 観測施設は、極地観測のための施設とする。

2 観測施設の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 昭和基地(南極大陸, ドロンイングモードランド, 宗谷海岸, 東オングル島)

二 みずほ基地(南極大陸, ドロンイングモードランド, みずほ高原)

三 あすか基地(南極大陸, ドロンイングモードランド, 南緯71度31分 東経24度8分)

四 ドームふじ基地(南極大陸, ドロンイングモードランド, 南緯77度19分 東経39度42分)

五 ニーオルスン基地(スピッツベルゲン島)

3 観測施設に長を置き、所長の指名する者をもって充てることができる。

4 前項の長は、観測施設の業務を掌理する。

第2節 国立情報学研究所組織

(副所長)

第36条 国立情報学研究所に4人以内の副所長を置き、教授をもって充てる。

2 副所長は、所長の命を受け、国立情報学研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

3 所長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ所長が指名した副所長が、代理又は代行として、その職務を行う。

(研究戦略室)

第36条の2 国立情報学研究所に研究戦略室を置く。

2 研究戦略室は、研究所の総合的な戦略を企画、立案し推進する。

3 研究戦略室に、グローバル・リエゾンオフィスを置く。

(所長補佐)

第36条の3 国立情報学研究所に所長補佐を置き教授又は准教授をもって充てる。

2 所長補佐は、所長の命を受け、特命事項を処理する。

(内部組織)

第37条 国立情報学研究所に次の4研究系及び2部を置く。

一 情報学プリンシプル研究系

二 アーキテクチャ科学研究系

- 三 コンテンツ科学研究系
- 四 情報社会相関研究系
- 五 学術基盤推進部
- 六 総務部

2 前項に掲げるもののほか，国立情報学研究所に研究施設及び研究開発連携本部並びに図書室及び男女共同参画推進室を置く。

第38条から第39条 削除
(研究系)

第40条 第37条第1項第1号から第4号までに掲げる研究系に研究主幹を置き，教授をもって充てる。

2 研究主幹は，所長及び副所長の命を受け，当該研究系における研究及び研究指導等に関し，総括し，及び調整する。

(研究施設)

第41条 研究施設の名称は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学術ネットワーク研究開発センター
- 二 知識コンテンツ科学研究開発センター
- 三 先端ソフトウェア工学・国際研究センター
- 四 社会共有知研究センター
- 五 量子情報国際研究センター
- 六 サイバーフィジカル情報学国際研究センター
- 七 ビッグデータ数理国際研究センター
- 八 クラウド基盤研究開発センター
- 九 データセット共同利用研究開発センター
- 十 金融スマートデータ研究センター
- 十一 コグニティブ・イノベーションセンター
- 十二 サイバーセキュリティ研究開発センター
- 十三 オープンサイエンス基盤研究センター
- 十四 システム設計数理国際研究センター
- 十五 医療ビッグデータ研究センター

2 研究施設にセンター長を置き，教授，准教授，特任教授又は客員教授をもって充てる。

3 前項のセンター長は，当該研究施設の業務を掌理する。

4 研究施設に副センター長又はセンター長補佐を置くことができる。

(図書室)

第41条の2 図書室に室長を置き，教授又は准教授をもって充てる。

2 室長は，図書室の業務を掌理する。

(学術基盤推進部，総務部)

第41条の3 学術基盤推進部は、学術情報の流通のための先端的な基盤の開発、整備及び運用並びに所内情報環境及び図書室の整備に関する事務を処理する。

2 学術基盤推進部に、その所掌事務を分掌させるため、学術基盤課、学術コンテンツ課及び先端ICTセンターを置く。

3 国公立大学図書館との連携協力を推進するため、学術基盤推進部に図書館連携・協力室を置く。

4 学術基盤推進部に部長及び次長を、学術基盤推進部に置かれる課にそれぞれ課長を、先端ICTセンターにセンター長を置き、部長は教授をもって、次長及び課長は事務職員又は技術職員をもって、センター長は教授又は准教授をもって充てる。

5 学術基盤推進部に調整役を置くことができる。調整役は所長の特命を受けた事務を処理する。

6 総務部は、庶務、会計、施設、外部資金、研究促進、社会連携、国際連携及び教育支援に関する事務を処理する。

7 総務部に、その所掌事務を分掌させるため、企画課、総務課及び会計課を置く。

8 企画課に、その所掌事務を分掌させるため、社会連携推進室を置く。

9 総務部並びにこれに置かれる課及び室に、それぞれ部長、課長及び室長を置き、事務職員をもって充てる。

10 部長は、部の事務を掌理する。

11 次長は、部長の職務を助け、部の事務を整理する。

12 課長及び室長は、それぞれ課及び室の事務を掌理する。

13 センター長は、先端ICTセンターの業務を掌理する。

(男女共同参画推進室)

第41条の4 男女共同参画推進室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、男女共同参画推進室の業務を掌理する。

(雑則)

第42条 第36条から第41条に定めるもののほか、必要な事項は研究所で定める。

第3節 統計数理研究所組織

(副所長)

第43条 統計数理研究所に3人以内の副所長を置き、教授をもって充てる。

2 副所長は、所長の命を受け、統計数理研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。

3 所長に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ所長が指名した副所長が、代理又は代行として、その職務を行う。

(内部組織)

第44条 統計数理研究所に、次の3研究系及び統計科学技術センターを置く。

- 一 モデリング研究系
- 二 データ科学研究系
- 三 数理・推論研究系

2 前項に掲げるもののほか、統計数理研究所に研究施設、図書室及び運営企画本部を置く。

第45条 削除

(研究系)

第46条 第44条第1項各号に掲げる研究系に研究主幹を置き、教授をもって充てる。

2 研究主幹は、所長の命を受け、当該研究系における研究及び研究指導に関し、総括し、及び調整する。

(統計科学技術センター)

第47条 統計科学技術センター(以下この条において「センター」という。)においては、統計科学に関する技術的専門業務を処理する。

2 センターに、センター長及び2名以内の副センター長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

3 センターに、総括室長を置き、技術職員をもって充てる。

4 センター長は、所長の命を受け、センターの業務を掌理する。

(研究施設)

第48条 研究施設の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リスク解析戦略研究センター
- 二 データ同化研究開発センター
- 三 統計的機械学習研究センター
- 四 ものづくりデータ科学研究センター
- 五 統計思考院

2 研究施設に長を置き、教授、准教授又は客員教授等をもって充てる。

3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

(図書室)

第49条 図書室に室長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

(運営企画本部)

第49条の2 運営企画本部においては、研究所の業務に関する企画、評価、広報、産学連携・知的財産、NOE推進、男女共同参画及び国際連携推進に関する業務を行う。

2 運営企画本部に本部長を置き、所長をもって充てる。

3 本部長は運営企画本部の業務を掌理する。

4 運営企画本部の業務を分掌するため、運営企画本部に次の7室を置く。

- 一 企画室
- 二 評価室
- 三 広報室

- 四 産学連携・知的財産室
 - 五 NOE推進室
 - 六 男女共同参画推進室
 - 七 国際連携推進室
- 5 前項各号の室に室長を置き，所長の指名する者をもって充てる。
- 6 前項の各室長は，室の業務を掌理する。

第4節 国立遺伝学研究所組織

(副所長)

第50条 国立遺伝学研究所に副所長2人を置き，教授をもって充てる。

- 2 副所長は，所長の命を受け，国立遺伝学研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について総括整理する。
- 3 所長に事故があるとき又は欠員のときは，あらかじめ所長が指名した副所長が，代理又は代行として，その職務を行う。

(内部組織)

第51条 国立遺伝学研究所に，管理部及び次の5研究系並びに技術課を置く。

- 一 分子遺伝研究系
- 二 細胞遺伝研究系
- 三 個体遺伝研究系
- 四 集団遺伝研究系
- 五 総合遺伝研究系

- 2 前項に掲げるもののほか，国立遺伝学研究所に研究施設，図書室，知的財産室，リサーチ・アドミニストレーター室及び男女共同参画推進室を置く。

(管理部)

第52条 管理部においては，庶務，会計，施設及び研究推進並びに大学院等に関する事務を処理する。

- 2 管理部に，その所掌事務を分掌させるため，総務企画課及び財務課を置く。
- 3 管理部及びこれに置かれる課に，それぞれ部長及び課長を置き，事務職員をもって充てる。
- 4 部長は，部の事務を掌理する。
- 5 課長は，課の事務を掌理する。

(研究系)

第53条 第51条第1項各号に掲げる研究系に研究主幹を置き，教授をもって充てる。

- 2 研究主幹は，所長の命を受け，当該研究系における研究及び研究指導に関し，総括し，及び調整する。

(技術課)

第54条 技術課においては、生命科学に関する技術的専門業務を行う。

2 技術課に、課長を置き、教授又は技術職員をもって充てる。

3 課長は、課の業務を掌理する。

(研究施設)

第55条 研究施設の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 研究センター

イ 新分野創造センター

ロ 系統生物研究センター

ハ 構造遺伝学研究センター

ニ 生命情報研究センター

ホ 実験圃場

ヘ 放射線・アイソトープセンター

二 共同利用事業センター

イ 生物遺伝資源センター

ロ 先端ゲノミクス推進センター

ハ DDBJセンター

三 支援センター

イ 情報基盤ユニット

ロ マウス研究支援ユニット

ハ 動物飼育実験施設

2 研究施設に長を置き、教授又は准教授をもって充てる。

3 前項の長は、当該研究施設の業務を掌理する。

(図書室)

第56条 図書室に室長を置き、所長をもって充てる。

2 室長は、図書室の業務を掌理する。

(知的財産室)

第56条の2 知的財産室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、知的財産室の業務を掌理する。

(リサーチ・アドミニストレーター室)

第56条の3 リサーチ・アドミニストレーター室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、リサーチ・アドミニストレーター室の業務を掌理する。

(男女共同参画推進室)

第56条の4 男女共同参画推進室に室長を置き、所長の指名する者をもって充てる。

2 室長は、男女共同参画推進室の業務を掌理する。

第5節 国立極地研究所及び統計数理研究所の事務組織

(極地研・統数研統合事務部)

第57条 第2条第4項に規定する極地研・統数研統合事務部(以下「統合事務部」という。)

においては、庶務、会計、施設及び研究協力並びに大学院等に関する事務を処理する。

- 2 統合事務部に、その所掌事務のうち、研究所共通事務を分掌させるため、共通事務センターを置く。
- 3 統合事務部に、その所掌事務のうち、研究所共通事務以外の事務を分掌させるため、企画グループを置く。
- 4 統合事務部に部長を置き、事務職員をもって充て、部の事務を掌理する。
- 5 共通事務センターにセンター長を置き、事務職員をもって充て、共通事務センターの事務を掌理する。
- 6 企画グループにグループ長を置き、事務職員をもって充て、グループの事務を掌理する。
- 7 共通事務センターに副センター長を置き、事務職員をもって充て、共通事務センター長の職務を助け、センターの事務を整理する。

第6章 その他の組織

(データサイエンス共同利用基盤施設)

第58条 第2条第3項に規定するデータサイエンス共同利用基盤施設(以下「施設」という。)においては、大学等において、データを積極的に共有し活用することによって科学の発展や社会のイノベーションを推進するデータ駆動型の学術研究のための支援事業を行う。

- 2 施設に施設長を置き、第27条第4項に規定する戦略企画本部の共同利用担当の副本部長をもって充てる。
- 3 施設長は、施設の業務を掌理する。
- 4 施設に、施設長の職務を補佐するため、副施設長を置くことができる。
- 5 前項の副施設長は、施設長が指名する教授、特任教授又はシニアURAをもって充てる。
- 6 施設の業務を分掌するため、次のセンターを置く。
 - 一 ライフサイエンス統合データベースセンター
 - 二 極域環境データサイエンスセンター
 - 三 社会データ構造化センター
 - 四 人文学オープンデータ共同利用センター
 - 五 ゲノムデータ解析支援センター
- 7 前項各号のセンターにセンター長を置き、機構長の指名する教授、准教授又は特任教授をもって充てる。
- 8 前項の各センター長は、センターの業務を掌理する。
- 9 施設に、施設の事業に関するマネジメント等を行うデータサイエンス推進室を置く。

(雑則)

第58条の2 前条に定めるもののほか、施設に関し必要な事項は別に定める。

第7章 雑則

(規則の改正)

第59条 この規則の改正は、役員会の議を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機関等の組織の改正については、運営会議の議に基づき、機構長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則第26条第2項に定める施設課は、平成22年3月31日まで存続するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月25日から施行する。ただし、第48条第1項第3号については、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行し、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項については、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月26日から施行する。ただし、第37条の2第2項については、平成22年12月1日、第48条第1項については、平成23年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。ただし、第41条第1項については、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第29条の2については、平成29年10月1日から適用し、第49条の2については、平成29年12月1日から施行する。